

令和3年度新しい生活様式に対応した物産展開催支援事業実施要領

制定 令和3年6月9日
オールみやざき営業課

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則及び新しい生活様式に対応した物産展開催支援事業補助金交付要綱の他、この要領により定めるものとする。

1 趣旨

この事業は、加工食品をはじめとする県産品の販売促進を図るため、県内事業者等が県内で県産品を取り扱う物産展を開催する際に要する経費を助成する。

なお、一補助事業者につき、可能な申請回数は5回とする。

2 採択基準

補助に当たっては、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

(1) 地域経済への波及効果

より多くの県産品製造・加工事業者などからの出品があり、地域経済に寄与するものであるか。

(2) 実現可能性

①準備段階から実施に至るまでの全体スケジュールが具体的かつ明確なものであるか。

②新型コロナウイルス感染防止対策が妥当かつ具体的な内容であるか。

(3) 積算根拠の明確性

事業を実施する際に必要となる経費の積算が妥当かつ具体的な内容であるか。

(4) 実施体制

物産展の実施にあたり、十分な体制が確保されているか。

3 対象経費

別紙1「補助金の対象経費について」に基づき、適切に区分整理等を行うこと。

なお、一申請事業ごとに区分して、経費を管理すること。

4 事業の着手時期及び完了時期

着手時期：交付決定通知日以降とすること。

完了時期：令和4年2月28日までとし、実績報告まで完了すること。

本補助金の対象となる経費は、交付決定後に生じたものに限られるので留意すること。

5 申請手続

別紙2「補助金交付申請手続について」のとおり

6 申請書類等の提出期限

交付要綱第6条第2項で定める申請書類等の提出期限は、令和4年1月31日(月)までとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

7 他の補助事業(県費負担の事業に限る)との重複

認めない。